

エジプトにおける商業代理店法

(2023年1月)

日本貿易振興機構(ジェトロ)

カイロ事務所

ビジネス展開支援課

報告書の利用についての注意・免責事項

本報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）カイロ事務所が現地法律事務所 Riad&Riad に作成委託し、2023年1月に入手した情報に基づくものであり、その後の法律改正などによって変わる場合があります。掲載した情報・コメントは作成委託先の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこのとおりであることを保証するものではありません。また、本報告書はあくまでも参考情報の提供を目的としており、法的助言を構成するものではなく、法的助言として依拠すべきものではありません。本報告書にてご提供する情報に基づいて行為をされる場合には、必ず個別の事案に沿った具体的な法的助言を別途お求めください。

ジェトロおよび Riad&Riad は、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロおよび Riad&Riad が係る損害の可能性を知らされていても同様とします。

本報告書に係る問い合わせ先：

日本貿易振興機構（ジェトロ）

ビジネス展開・人材支援部 ビジネス展開支援課

E-mail：BDA@jetro.go.jp

ジェトロ・カイロ事務所

E-mail：CAR@jetro.go.jp

JETRO

目次

I. はじめに	1
II. 関連する法律および規則	1
III. エジプト法に基づく商業代理店契約	1
IV. 商業代理店	2
A. 定義	2
B. 資格要件	2
C. 商業代理店の登録	3
V. 代理契約の解除およびその結果	4
iv. 公共調達	5
v. 準拠法	6
vi. 紛争解決	6

エジプトにおける商業代理店法

I. はじめに

本報告書は、エジプトの商業代理店に関する法的枠組みについて説明するものである。

II. 関連する法律および規則

- 民法 (Civil Code) (1948年法律 131号) (「民法」)
- 商業代理店法 (Commercial Agency Law) (1982年法律 120号) (「商業代理店法」)
- 1982年省令342号として交付された商業代理店法施行規則 (Executive Regulation of the Commercial Agency Law) (「商業代理店規則」)
- 商法 (Trade Law) (1999年法律17号) (「商法」)

III. エジプト法に基づく商業代理店契約

民法は、代理契約の一般的な定義として「代理人が依頼人本人 (依頼人) に代わってある行為を行うことを誓約する契約」と定めている¹。

商法では、第(148)条から第(191)条で商業代理店契約について規定している。同法は、(i) 委託による代理、(ii) 契約代理の2種類の代理契約を示している。

i. 委託による代理

委託による代理とは、商法で「代理人が、自らの名前で、本人のために法的行為を行う契約」と定義されている²。

ii. 契約代理

商法は、契約代理を次のように定義している。「ある者が継続的に、特定の活動分野において、報酬の見返りに、本人の名前で本人のために取引を促進、交渉し成立させる契約である。代理人の役割には、本人の名前で本人のために契約を締結することが含まれる場合がある」³

委託による代理とは異なり、契約代理には商法で以下のような一定の制限が設けられている。

- 本人は、同一区域および同一業務において複数の契約代理人を有してはならない。また契約代理人は、当事者双方の間に明確に別段の合意がない限り、同じ区域で同じ業務を行う複数の事業体を代理してはならない⁴。

¹ 民法 Art. (699)

² 商法 Art. 166 (i)

³ 商法 Art. (177)

⁴ 商法 Art. (179)

- 契約代理の契約は、書面で締結しなければならない、特に代理人の権限、料金、活動区域、および有期契約の場合は継続期間を記載するものとする⁵。

IV. 商業代理店

A. 定義

商業代理店法は、商業代理店を「雇用契約によって雇われることなく、生産者、商人、販売業者の名前でそれらのために、または自己の名前でそれらのために、入札、購入・販売・賃貸業務の締結、サービスの提供を請け負うことを習慣とする自然人または法人」と定義している⁶。

B. 資格要件

商業代理店法第(3)条は、商業代理店として登録することができる個人または法人が満たさなければならない要件を定めている。

1. 個人の資格要件

個人が商業代理店として登録されるためには、以下の条件を満たしていなければならない。

- i. エジプト国民であるか、商業代理店になる前にエジプトの市民権を取得している。
- ii. 完全な法的能力を有している（すなわち21歳以上）。
- iii. 評判が良く、過去に名誉または信頼に反するような重罪または犯罪、または関係する法律に定める犯罪に問われたことがない。ただし、無罪になった場合は除く。
- iv. 破産を宣告されていない。
- v. 政府、地方自治体、国の諸機関、公共部門の企業または団体に勤務していない。元職員または従業員の場合、退職から2年以上経過していなければならない。
- vi. (v)に記載された組織または企業の調達部門でゼネラルマネージャー以上の地位にある職員または従業員の一親等以内の親族ではない。
- vii. 下院、上院、地方議会の議員ではない、または任期を通して政治活動に専念していない。
- viii. 公職にある者または(vii)に定める分類に該当する者の一親等以内の親族ではない。
- ix. 反テロ法 (Terrorism Law) (2015年法律8号) または資金洗浄 (マネーロンダリング) 禁止法 (Money Laundering Law) (2002年法律80号) のブラックリストに載っていない。

⁵ 商法 Art. (180)

⁶ 商業代理店法 Art. (1)

2. 企業の資格要件

企業が商業代理店として登録されるためには、以下の条件を満たしていなければならない。

- 本社がエジプト国内にある。
- 定款に記載された業務内容に商業代理を行うことが含まれている。
- 全資本をエジプト人の共同経営者が保有している。
- 共同出資者が法人の場合、株主の過半数がエジプト国籍である。
- すべての経営者または株式会社取締役が、上記の自然人に課されるすべての条件を満たしている。
- 共同経営の資本が2万エジプトポンド（2023年1月現在、約675米ドル）以上であることが、前年度について税務局に提出された最新の予算によって証明できる、または、業務を始める企業の場合は、認可銀行のいずれかに、この金額が預け入れられている旨を証明書によって証明できる。

C. 商業代理店の登録

i. 商業代理店の登録要件

すべての商業代理店は、輸出入管理公団（General Organization for Export and Import Control）（GOEIC）の商業代理店登録簿（「登録簿」）に登録されなければならない。登録簿への登録申請が有効になるには、以下の条件を満たさなければならない。

- (a) 代理契約書の写しを提出する。これには代理店の仕事の性質および範囲、当事者の責任、代理店の手数料、請求条件、手数料の支払い通貨が記載されていなければならない。
- (b) 外国企業と代理契約を結ぶ場合、契約は、該当する地域を管轄する商工会議所による公証を受け、その地のエジプト領事館の認証を受けなければならない。また契約には、代理契約に修正があれば、本人企業がエジプト領事館に通知する義務を負う旨が定められていなければならない。

登録は5年ごとに更新される。ただし、更新申請は、現行の登録期間が満了する90日前までに提出しなければならない⁸。

⁷ 商業代理店法 Art. (4)

⁸ 商業代理店法 Art. (6)

ii. 登録の阻止

本人企業が代理契約を解除するか、契約期間の終了後に更新しない決定をした場合、商業代理店規則は、現地代理店に、未払金または報酬に関する紛争が解決するまで、本人企業の新たな代理店の登録を阻止するよう求める要請書をGOEICに提出する権利を与えている⁹。

現地代理店は、代理契約の解除または満了時に、外国企業に対し報酬または決済金額の支払いを求め、さもなければ、紛争があるとしてGOEICに外国企業の新しい代理店の登録阻止を要請すると言って圧力をかけるためにこの権利を使うことが多い。

iii. 罰則

商業代理店法に従い、商業代理店登録簿に登録せずに商業代理店として行為する者は、2年以内の懲役および5万エジプトポンド（2023年1月現在約1,700米ドル）以上100万エジプトポンド（2023年1月現在約3万3,850米ドル）以下の罰金、またそのいずれかが科される。加えて、代理店は2年以下の期間、その活動を行うことができなくなり、活動できない期間と同じ期間、事業所を閉鎖させられる¹⁰。

V. 代理契約の解除およびその結果

i. 一般規定

民法は、次のように規定している。「本人はいつでも、これと相反する合意があってもそれにかかわらず、代理関係を取り消すまたは制限することができる。ただし、代理の報酬を支払う際、本人は、時宜を得ないまたは不当な取り消しによって代理人が被った損失を補償しなければならない」¹¹

民法では、上記の条項をふまえて、あらゆる種類の代理に適用される一般的な規則を定めており、本人に、いつでも代理人に対する補償義務なしに代理関係を解除する権限を与えている。ただし、解除が不当である、または不適切な時点で行われ、解除によって代理人が損害を受けた場合は除くとしている。

商法では、代理契約の終了についてより具体的に定められ、次のように記載されている。「商業代理店契約の当事者は、いつでも契約を解除することができる。契約解除が、事前通知なしにまたは不適切な時点で行われない限り、補償金は支払われないものとする。期間の定めのある契約の場合、その解除は重大かつ許容できる事由に基づくものとし、そうでない場合は補償金が支払われるものとする」¹²

上記に基づき、商法は、委託代理、契約代理の別にかかわらず、当事者双方に代理契約を解除する権利を与えており、以下の場合に補償金が支払われるものとしている。

- (a) 事前通知なしにまたは不適切な時点で契約が解除された場合
- (b) 期間を定めた契約の場合に、重大な事由によらずに解除された場合

⁹ 商業代理店規則 Art. 15 (Bis-1)

¹⁰ 商業代理店法 Art. (16)

¹¹ 民法 Art. 715 (1)

¹² 商法 Art. 163

商法と同様に、商業代理店規則¹³の一般規則は、いずれの当事者も、代理契約の条件に従って代理契約を解除することができるというものである。ただし、以下の場合は補償金が支払われなければならない。

- 1- 事前通知なしに解除された場合
- 2- 不適切な時点で解除された場合

期間を定めない代理契約の場合、本人企業は、現地代理店に不履行また過失がない限り、代理契約を解除することはできない¹⁴。

期間を定めた代理契約の場合、契約解除には正当かつ重大な事由がなければならず、そうでなければ、解除する方ではない当事者に補償金が支払われなければならない。

さらに、期間を定めた代理契約が更新されない場合、現地代理店は、以下の条件が満たされれば、更新されないことによって被った損害の補償金を受け取ることができる。

- 1- 満了となった有期代理契約の期間中に、現地代理店に不履行または過失がなかった。
- 2- 現地代理店の働きで、代理契約の対象製品の販売促進および顧客の増加がもたらされた¹⁵。

以上に基づき、本人企業は、以下の場合、商業代理店規則に基づいて現地代理店に補償金を支払う必要がある。

- 本人企業が事前通知せずにはまたは不適切な時点で代理契約を解除する場合（契約期間が定められているか否かにかかわらず）
- 本人企業が、正当かつ重大な事由なく期間を定めた代理契約を解除する場合
- 本人企業が、現地代理店側の不履行または過失なしに期間を定めた代理契約を更新しないことを決定した場合
- 現地代理店が契約遂行中に不履行または過失を犯していないにもかかわらず、本人企業が期間を定めない代理契約を解除する場合

iv. 公共調達

従前の入札法（Tender Law）（1998年法律89号）では、政府と契約する外国企業が現地代理店を指定する義務が定められていた。この入札法の施行規則は、「契約当事者はエジプ

¹³ Art. 13 (Bis 1) は、これに関して次のように規定している。「商業代理店契約の当事者は各々、契約で合意された手順に従っていつでも契約を解除することができる。補償金は、契約が事前通知なしにまたは不適切な時点で解除された場合に限り、支払われるものとする。期間を定めた契約の場合、重大な許容できる理由に基づく解除でない限り、補償金は支払われるものとする。」

¹⁴ Art. 13 (Bis 2) は、これに関して次のように規定している。「本人企業は、代理店の過失または不履行なしに期限を定めない代理契約を解除することはできない。そうでなければ、本人企業は、代理店が指定解除の結果として被った損害を補償する義務があるものとする。」同様の規定は、商法第188条にも存在する。

¹⁵ Art. 13 (Bis 3) は、これに関して次のように規定している。「代理店の代理契約の履行における過失または不履行なしに、本人企業が期間を定めた代理契約を更新しない場合、本人企業は、代理店の活動が、商品の販売促進または顧客数の増加などにおいて明白な成功をもたらした場合、その結果として代理店が被った損害を補償する義務があるものとする。」同様の規定は商法第189条にも存在する。しかしこれは、2012年最高憲法裁判所判決193号で違憲とされた。

トに常駐しているか、海外に拠点がある場合はエジプトに代理店を置かなければならない。本人企業または代理店のどちらでも政府と契約することができる。」としている。

新公共調達法（New Public procurement Law）（2018年法律182号）（これにより入札法は廃止された）およびその施行規則（2019年法律692号）は、外国企業にこの義務（すなわち、政府への販売に参加するには現地代理店を指定すること）を要求しない内容で公布された。

しかしながら、実際の観点から言えば、一部の政府当局は今でも、外国企業が入札に参加するには現地代理店を指定するよう要求している。

v. 準拠法

代理契約において当事者がエジプト法を準拠法として合意する義務はない。すなわち当事者は、両者の関係に関する準拠法として外国法を自由に選択することができる。外国法を選択しても、代理店は GOEIC への登録を免除されない。

vi. 紛争解決

紛争解決の場として仲裁または国内裁判所を選択することに関して、法律による制限はない。従って当事者は自由に、エジプト国内または国外での仲裁を選択したり、エジプトの裁判所または別の法域の裁判所の管轄に合意したりすることができる。